

1. 1月20日より希望する離職者のマイナポータルに離職票を直接送付するサービスが開始

2025年1月20日から、希望する離職者に対して、離職票を直接マイナポータル経由で送付する新しいサービスがスタートします。これにより、希望する離職者にはマイナポータルを通じて直接離職票が送られるようになります。そして、離職者はハローワークで求職の申込みをする際、従来1週間から10日ほどかかっていた手続き期間が短縮されます。現在、資格喪失届と離職証明書をハローワークに提出すると、ハローワークから事業主(社労士)に離職証明書(事業主控)と離職票が郵送または電子送付され、その後事業主が離職者に郵送する流れです。新しいサービスでは、喪失処理を電子申請すると、ハローワークが離職証明書の事業主控を電子送付し、離職票はマイナポータルを通じて直接離職者に送られることになります。離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票もマイナポータルを通じて送られます。

<このサービスを利用するための条件>

- ① あらかじめマイナンバーをハローワークに登録していること
- ② マイナンバーカードを取得し、マイナポータルの利用手続きを行うこと
- ③ 電子申請により雇用保険の離職手続きを行うこと

マイナンバーの登録が完了している場合は、被保険者本人にマイナポータルと「雇用保険 WEB サービス」の連携設定を行ってまいります。これらの手続きは資格喪失届の提出の2週間前までに完了させてください。これらの準備を整えたうえで、離職者が希望する場合、マイナポータルを通じて離職票を迅速に受け取ることができます。被保険者に対しては、このサービスが任意であることを周知するため、被保険者向けリーフレットなどを活用しましょう。なお、紙様式で届け出を行った場合は、従来通り事業所経由での離職票交付となります。不明な点はお気軽に、社労士までお問い合わせください。

2. あらためて確認 労働基準法で定める備え付け帳簿

労働基準法は、労働者の労働条件の最低条件を定めるほか、使用者(企業)に対して特定の帳簿の備え付けを義務付けています。代表的なものは労働者名簿、賃金台帳と出勤簿の3つで、近年、年次有給休暇管理簿も追加されています。

① 労働者名簿:氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務の種類(常時使用する労働者数が30人以上の事業場の場合に限る)、雇入れ年月日、退職年月日とその事由、死亡の年月日とその原因。なお「履歴」についての記載範囲は、労働基準法上の定めはなし。記載事項に変更があった場合は都度内容を訂正する。

② 賃金台帳:氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数(所定内、時間外等の区分ごと)、賃金の種類ごとの額、賃金からの控除額。

③ 出勤簿:氏名、出勤日、出勤日ごとの始業・終業時間、休憩時間、残業時間(労働基準法上に「出勤簿」と規定されていないが「労働関係に関する重要な書類」として作成・保存が義務)

④ 年次有給休暇管理簿:労働者ごとに取得日、付与日、日数。

これらの帳簿には、記載する事項が定められているほか、保存年限も定められています。年に改正されましたが、経過措置として当分の間は旧規定の「3年」が適用されています。棄ててしまった、という問題も生じがちで、特に①労働者名簿の場合は退職の日がその起算のケースとして、退職者の労働者名簿を保存年限前に破棄してしまっていた、ということもあ

これらについては労働基準監督署の調査のほか、社保関連の手続きで必要になるものの調査では必要な項目が記載されているかもチェックされますので、内容についても点検し



● 編集後記 ●

毎年同じお店にクリスマスケーキの予約に行くのですが、例年、行列に並ぶのに今年は意外とスムーズ。その理由は、価格が思わず二度見するほど高かったからです。お気に入りの店なので迷いましたが、「やっぱりここじゃない」と予約しました。年末にインフレを肌で感じたこの出来事。物価上昇が続く中、身の回りの工夫をしながら、新しい年を迎えたいと思います。2025年が皆さまにとって穏やかで素晴らしい1年になりますように。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー:秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山